

# 卓 話

平成16年3月2日

## 『防災について』

岐阜市消防長 見尾谷 稔 様

### 日頃の備え

もしも、阪神・淡路大震災のような大きな地震が再び襲ったら・・・いざという時のために、日頃から安全対策について考えておくことが非常に大切です。

- ・ 家具の置き方に注意

家具が転倒して下敷きになったり、家具の上から大きなものが落ちてきたりします。そのため屋外に避難できなかつたりすると、2次災害にまきこまれる危険が非常に大きくなります。

- ・ 屋外への出口は大丈夫ですか

アパートやマンションの、金属製の建具は、変形して開かなくなることがあります。特に、2階以上のフロアーに住んでいる人は、どうしたら安全に屋外に避難できるか確認しておくことが大切です。

- ・ 非常用持ち出し品の準備を

大規模な災害が発生すると、被災地に救援物資などが届くまでに、3日間かかるといわれています。岐阜市でも食糧や水の備蓄はおこなっていますが、全てまかなえる量ではありません。非常用持ち出し品は、最低この3日間分を備えておきたいものです。また、家族の構成に応じた非常用持ち出し品を準備すること、(赤ちゃんのいる家庭なら、粉ミルクなどを)そして、中身を点検して、保存期限の切れたものの入れ替えも忘れずに。



### 防災意識を持ってもらうために

#### 1. 「防災の日」及び「防災週間」

- ・ 昭和57年5月11日に、広く国民が災害についての認識を深めるとともに、備えを充実することにより、災害の未然防止と被害の軽減に役立つため、「防災の日」及び「防災週間」が設けられました。
- ・ 「防災の日」は毎年9月1日で、8月30日から9月5日までが「防災週間」です。

#### 2. 「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」

- ・ 広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」が設けられました。
- ・ 「防災とボランティアの日」は毎年1月17日で、1月15日から1月21日までが「防災とボ

ランティア週間」です。

### 3. 「市民防災の日」

- ・ 過去幾多の災害に見舞われてきた岐阜市状況に鑑み、阪神・淡路大震災において市民が果たした役割の重要性及び災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第7条第2項の主旨を踏まえ、日常から市民の防災に関する意識を高めることにより、災害時における被害の未然防止と軽減を図ることを目的として、毎日1日を岐阜市の「市民防災の日」と定められました。

### 4. 防災訓練

- ・ 各地域や学校、職場で行われる防災訓練には積極的に参加しましょう。実際に消火器を操作してみたりすることが大切です。

## 地震がおきたら

地震の強い揺れは、そんなに長い時間続くものではありません。揺れがおさまった時に、行動の自由が確保されていれば、2次災害に巻き込まれたりする危険は、非常に少なくなります。

- ・ 身の安全の確保を  
まず身の安全を確保することが大切。机の下にもぐりこんだり、手近なところにある枕や座布団で、頭部を保護しましょう。
- ・ すばやく火の始末を  
ガス器具やストーブの火を消す、電気器具はプラグをコンセントから抜くなど、火災の原因となることを一つでも減らしましょう。
- ・ 何よりも大切な初期消火  
初期消火は最初の3分間が決め手です。この間であれば誰でも消化できます。  
炎を恐れずに、冷静に、勇気を持って